

区における行事の共催及び後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、区における行事の共催及び後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の区分)

第2条 共催及び後援の区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共催 本市が当該行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担すること。

(2) 後援 本市が当該行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(対象者および対象行事)

第3条 対象者は公共的団体、公共性のある法人又はこれらに準ずる団体であり、当該団体又はその構成員が次のいずれにも該当しないこと。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 千葉県暴力団排除条例(平成24年千葉県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等が構成員である団体

(3) 過去3年間にわたって、悪質、重大な法令違反があった者又は団体

(4) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められる者又は団体

2 対象となる行事は、次の各号のいずれにも該当する行事とする。

(1) 本市の施策の推進上有益であると認められるものであること。

(2) 市内又はこれに隣接する地域において開催されること。

(3) 政治、宗教又は営利を目的としないこと。

(4) 公序良俗に反しないこと。

(申請手続)

第4条 共催又は後援を受けようとする者は、共催(後援)承認申請書(様式第1号)により、行事を開催しようとする日の14日前ま

でに市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請について、承認するときは共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告義務）

- 第5条 共催又は後援を受けた者は、当該共催又は後援に係る行事が終了した日から14日以内に共催（後援）行事实績報告書（様式第4号）により、市長に報告するものとする。

（共催又は後援の取り消し）

- 第6条 市長は、第4条第2項に基づく承認を取り消すときは共催（後援）取り消し通知書（様式第5号）により、当該共催又は後援の承認を受けた者に通知するものとする。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号

共催（後援）承認申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

団体名	
住 所	(
	連絡先電話番号 - - 電子メールアドレス @
代表者 氏 名	

下記の行事の共催（後援）を承認されるよう申請します。

記

- 1 行 事 の 名 称
- 2 主 催 者
- 3 日 時
- 4 場 所
- 5 主旨・その他

様式第 2 号

共催（後援）承認通知書

共 催

年 月 日付で申請のありました後援申請（願）
については、下記のとおり承認することと決定いたしましたので、通
知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 承認行事名

2 開催日時

3 開催場所

4 条 件

- (1) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施すること。
やむを得ず内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、
その変更について承認を受けてください。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とするような行為は一切認めら
れません。
- (3) 行事の終了した日から、14日以内の実績報告書を提出し
てください。
- (4) 上記(1)から(3)までの事項に違反した場合、又は、
共催（後援）することが不相当と認められた場合には、共
催（後援）名義の使用を取り消す場合があります。

様式第3号

共催（後援）不承認通知書

共催

年 月 日付で申請のありました後援申請（願）
については不承認と決定いたしましたので、通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 不承認理由

様式第5号

共催（後援）取り消し通知書

共 催

年 月 日付〇〇第 号で承認した後 援につき
ましては、下記の理由により、取り消しましたので通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 取り消し理由